

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和7年7月17日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2500023号

厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2500020号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成26年2月12日の標準賞与額を、16万3,000円に訂正することが必要である。

平成26年2月12日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成26年2月12日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成26年2月12日の標準賞与額を17万円に訂正することが必要である。

平成26年2月12日の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和39年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成17年12月30日

② 平成18年12月29日

③ 平成20年12月29日

④ 平成26年2月12日

請求期間にA社から賞与の支払を受けたにもかかわらず、賞与に係る記録が確認できないため、年金の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間④について、A社から提出された賞与台帳の写し(以下「賞与台帳」という。)により、請求者は、事業主から賞与(17万円)の支払を受け、厚生年金保険料を当該賞与から控除

されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間④の標準賞与額については、賞与台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、16万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成26年2月12日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間④について、賞与台帳によると、賞与額に見合う標準賞与額は、上記1の訂正後の標準賞与額を上回っていることが認められる。

したがって、平成26年2月12日の標準賞与額については、賞与台帳により確認できる賞与額から、17万円とすることが必要である。

なお、平成26年2月12日の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 請求期間①、②及び③について、事業主は平成21年以前の賃金台帳がすでに破棄処分となっている旨回答している上、請求者は、賞与明細書等の資料を所持していないことから、賞与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

また、請求者の住所地であるB市は、保存期間の経過により、請求期間に係る住民税の課税資料を保管していない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。